

## 新たな過疎対策法の制定を求める意見書

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施されてきたところである。本市においては、合併前から旧佐田町及び旧多伎町が過疎地域に指定され、合併後も現行の特別措置法第33条第2項に規定されるいわゆる「一部過疎」の制度適用を受け、交通体系をはじめとする生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。

しかしながら、特に過疎地域における人口減少と高齢化は顕著であり、農林水産業をはじめとする地場産業の衰退とそれに伴う人的資源の流出、空き家や耕作放棄地の増加、森林の荒廃、地域コミュニティ機能の低下など、過疎地域は深刻な状況に直面している。

一方で、過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、国においては、過疎地域の重要性を強く認識の上、抜本的な対策を盛り込んだ新たな過疎対策法を制定するとともに、新たな法律の制定に当たっては、合併前に過疎地域であった地域を引き続き「一部過疎」地域とするなど、合併後の市町単位にこだわらず、地域の実情に即した総合的な過疎対策を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年（2019）9月27日

出 雲 市 議 会